

## 金沢大学附属病院特定臨床研究に係る患者等相談窓口要項

### (設置)

第1 金沢大学附属病院（以下「病院」という。）に特定臨床研究の対象者又はその家族（以下「患者等」という。）からの相談に適切に応じるため、特定臨床研究患者相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

### (取扱い事項)

第2 相談窓口は、患者等からの相談に関する事項を取り扱う。

### (窓口の設置)

第3 相談窓口は、外来診療棟1階の患者相談室内及び先端医療開発センターに設置する。

### (責任者及び相談担当者)

第4 相談窓口の責任者は、先端医療開発センター長をもって充てる。

2 相談担当者は、先端医療開発センター職員とする。

### (対応時間)

第5 相談窓口の対応時間は、外来診療日の午前8時30分から午後5時までとする。

### (相談の取扱い)

第6 相談担当者は、受け付けた案件に係る相談記録を責任者に報告しなければならない。

2 相談担当者は、受け付けた相談の内容に応じて病院長、関係部署、関係者等と連絡し、調整する等、適切な対応を行わなければならない。

### (相談情報の秘密保護)

第7 責任者、相談担当者その他相談に加わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、相談内容、相談により得られた患者等の個人情報等の知り得た秘密を外に漏らしてはならない。

### (患者等への配慮)

第8 責任者及び相談担当者は、相談等を行ったことにより患者等が不利益を受けないよう、適切な配慮に努めなければならない。

### 附 則

この要項は、平成30年3月1日から施行する。